

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和3年 7月 15日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区久世殿城町338番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 日本電産株式会社 代表取締役社長執行役員 関 潤 電話 075-922-1111					
主たる業種	小型モータ製造業	細分類番号	2	8	2	2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和 2年 4月から令和 5年 3月まで						
基本方針	当社の行う事業活動が、環境に対し、その影響が最も小さくなるよう行動する。環境負荷の低減や地球温暖化防止のために「環境に配慮した製品開発」「エネルギー消費効率の向上」「廃棄物の削減・リサイクル」に視点をおき活動する						
計画を推進するための体制	管理部門役員をリーダーとし、本社ビル全体及び推進ブロック毎の環境目標を策定・実行する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (30~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		5,342.5 トン	4,880.6 トン	トン	トン	-8.7 パーセント
	評価の対象となる排出の量		5,351.9 トン	3,856.4 トン	トン	トン	-28.0 パーセント
実績に対する自己評価		基準年度値(計画値)に対し温室効果ガスの排出量を着実に削減することが出来ている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	39.43	37.42			-5.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		原単位は排出量への影響が最も大きいと考える『従業員数』とする。(変更なし)温室効果ガスの発生は数設備運用管理の徹底と運用改善により排出量増加を抑制する。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		130.0 パーセント	126.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	従来からの設備運用管理の徹底に加え、設備負荷の平準化、保有設備の有効活用を行い温室効果ガス排出量増加の抑制に取り組んだ。					
	(3)年度						
	(4)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	社員送迎用のマイクロバスを最寄り駅から運行する(実施中)					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	最寄り駅から遠いため送迎バスを運行し、駅とのアクセスを良くする事で、電車通勤を促進し、自動車通勤を抑制している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境出前授業の実施 ・DO YOU KYOTO?プロジェクト「ライトダウン」に参加(毎月16日) ・京都モデルフォレスト協会「緑の募金」への寄付 						
特記事項	温室効果ガスの排出の量 基準年度は、生産技術研究所開設後の30~1年度とする。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。